

議案第54号

さいたま市民生委員定数条例の制定について
さいたま市民生委員定数条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条の規定に基づき、同法に定める民生委員の定数を1,399人とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。